

誓 約 書

年 月 日

富田林市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

私は、高齢者等位置検索用端末機の貸与を受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 位置検索用端末機の貸与が位置情報の提供による搜索活動の援助を目的とすることを認識し、利用対象者の行方が不明と判断される場合は端末機を利用した位置検索依頼手続きを執ること。また、位置検索システム(以下「システム」という。)を利用しても発見できない場合は、富田林警察署に利用対象者の保護願を提出すること。
- 2 システムによる位置検索が実施された場合には、関係機関(者)の指示に従うこと。
- 3 システムによる通信エリア外の位置検索が不可能であること及び通信エリア内においても山間部、建物内等の利用条件によって誤差が生じることを認識すること。
- 4 本市が、警察署若しくは位置情報提供事業者からの要請により、利用対象者を搜索・保護のため利用対象者に係る身体的特徴、徘徊歴、写真等申請書裏面に記載された事項等について、情報提供することを承諾すること。
- 5 本市に対し、ちらし等による協力依頼を行ったときは、利用対象者の氏名、顔写真等が公表されることに関して承諾すること。
- 6 端末機及びその附属機器(以下これらを「装置」という。)を適切な管理及び点検の下に使用し、装置を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供する等他の目的には使用しないこと。
- 7 利用者が、自己若しくは利用対象者の過失により装置を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に申し出るとともに、自己の責任において修理し、又は復元すること。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出をすること。
 - ① 利用対象者が対象要件に該当しなくなったとき。
 - ② 申請書の内容に変更があったとき。
 - ③ システムの利用を辞退するとき。
 - ④ 利用対象者が死亡したとき。
 - ⑤ 利用対象者が施設等に入所又は入院(短期的なものを除く。)したとき。
- 9 システムの利用の辞退を申し出た場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、装置が撤収されることに関して承諾すること。
 - ① 利用対象者が対象要件に該当しなくなったとき。
 - ② 利用対象者が死亡したとき。
 - ③ 虚偽の申請により装置の貸与を受けたとき。
 - ④ 利用対象者以外の者が装置を携帯し、位置検索を行ったとき。
 - ⑤ システムをみだりに使用することにより、本市その他関係機関(者)に著しい迷惑を掛けたとき。
 - ⑥ 富田林市位置検索用端末機貸与事業実施要綱の規定に違反したとき。
 - ⑦ この誓約書に違反したとき。